

令和 3 年 2 月 2 日

在校生（現 1～5 年生）保護者の皆様

摂津市教育委員会

摂津市立鳥飼小学校

給食エプロン等の取り扱いに関するお知らせ

平素より、摂津市学校給食の運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、摂津市ではこれまで学校で購入したエプロンを給食当番時に使用する共有方法をとっておりました。しかしながら、コロナ禍での共有に不安を感じる保護者がおられることや洗濯洗剤等の香りで体調が悪くなってしまう児童がいる等、共有であるための課題が様々あることから、令和 3 年度以降の給食エプロンにつきまして原則「個人持ち」とさせていただきます。

令和 3 年度以降の入学者については、必ず個人持ちとなります。在校生については、このお知らせ配布以降、各ご家庭の判断にて共有から個人持ちへの切り換えをお願いします。（卒業まで共有を続けることも可とします。）

購入する場合の仕様及び共有する場合の注意点は下記のとおりです。
ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

<エプロン等各自ご用意いただく場合の仕様について>

- ・ 白色袖ありエプロン（長袖）
- ・ 白色の給食用帽子
- ・ エプロンと帽子を入れる袋（色や柄は自由）

<エプロンを共有する場合の注意点について>

- ・ 必ず洗濯して返却ください
- ・ 香り付き洗剤の使用を避けてください